

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決

河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 精市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

今月は、最低賃金の話です。

あるスーパーの店長からライバル店の求人広告について

分析してくれないかという依頼がありました。

Q あるスーパーの店長Aからライバル店Bの広告について、社労士として分析をしてくれないかという依頼が来ました。

以下のような広告が、お客がレジを通り、品物を袋に詰めるところに、誰でもとれるように置かれていました。

アルバイトさん募集

18:00~22:00

長期に働いていただける方大歓迎

アルバイト社員

年齢：18歳以上

時給： 時間帯手当を含む

	9時以前	9時～16時	16時以降
平日	890円	790円 ①	890円
日祭日	1,040円	940円	1,040円

年齢：18歳未満

時給： 時間帯手当を含む

	9時以前	9時～16時	16時以降
平日	850円	750円 ②	850円
日祭日	1,000円	900円	1,000円

募集部門 青果 商品の加工、ラップ、根付け、商品の陳列、発注、作業場の清掃等

A. 各事業主は、労働者の賃金を決定するにあたって、各都道府県ごとに決められた最低賃金以上の時間給の賃金を支払わなければなりません。埼玉県の場合、時間給の金額は750円を平成22年10月16日に決めました。また、各産業ごとに特定最低賃金が設定されています。スーパーマーケットの場合は、各種商品小売業に属しますから、時間給の最低賃金は790円以上支払

わなければなりません。但し、特定最低賃金を設定するときに、例外として、以下の人は埼玉県
の最低賃金のみを適応することになっています。

1. 18歳未満または65歳以上の者
2. 雇い入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
3. 清掃又は片づけの業務に主として従事する者

そこで、この広告の①の790円は各種商品小売業の特定最低賃金の790円以上ですので一見正
しいように思われます。しかしこの広告文は、最低賃金法に抵触します。法律によれば、

最低賃金の対象から除かれるものとして、

- ① 臨時の支払われる賃金（結婚手当等）
- ② 一か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- ③ 割増賃金（時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金）
- ④ 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金
（現行の最低賃金は、いずれも精皆勤手当、通勤手当、家族手当を算入しないことを定めている）

以上があります。つまりこの広告文には、時間帯手当を含むという記載があります。

この時間帯手当を含めて790円ということですから、最低賃金法に抵触します。

最低賃金法の15条（特定最低賃金の決定）には、罰則規定はありませんが、労働基準監督署より
指導があります。

また、②の750円の記載は特定最低賃金の不適用者18歳未満を考えていますので、これも一見
正しいように思われます。しかし、時間帯手当を含むという記載があります。

この時間帯手当を含めて750円ということですから、最低賃金法4条に抵触します。

4条違反の場合は、1件について50万円以下の罰金に処せられます。

以上のことから、ライバル店の事業主には、最低賃金法の地域最低賃金、最低賃金の算出方法、特
定最低賃金について知識が欠けていることが分かります。

資料として

特定最低賃金	① 非鉄金属製造業	817円
	② 電子部品、デバイス 電子回路電気機械器具製造業	821円
	③ 輸送用機械器具製造業	832円
	④ 光学機械器具製造業	829円
	⑤ 各種商品小売業	790円
	⑥ 自動車小売業	831円

最低賃金法第7条 最低賃金の減額の特例

- ① 精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ② 試の試用期間中の者
- ③ 認定職業訓練を受ける者のうち一定の者
- ④ 軽易な作業に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

法7条の4項の内容 ・ 軽易な業務 倉庫、駐車場、事務所等における物品等の監視、電話受付
伝票受付等の業務
・ 事務所内の植物の手入れ、簡単な用具を用いて行う清掃等の業務
・ 断続的労働に従事する者（寄宿舍等の管理人）